平成２２年（フ）第９９８号
熊本市花立４丁目７番23号
債務者　内田　直美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３４６号
札幌市北区北35条西７丁目１番１―104号
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０１号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目15番６号　ハイムコメット７号
債務者　柿崎　由幸
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０４号
札幌市手稲区星置１条２丁目３番１―801号
債務者　佐藤　和隆
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０９号
札幌市北区麻生町６丁目２番６号　ＲＸ麻生第３―401号
債務者　水沢　憲輔
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３０号
札幌市中央区南11条西20丁目２番18―403号
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６４号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目14番地18　アベリアⅠ201号
債務者　中澤麻衣子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７２号
札幌市手稲区曙６条３丁目９番15号　ＹＹヴィレッジ202号
債務者　近江留美子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８４号
札幌市白石区本通２丁目南６番４号　トーヨーハイツＢ―２Ｆ12号
債務者　八島　両子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９４号
北海道江別市牧場町44番地の８　５丁目ハイツ３号室
債務者　大場　英実
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０４号
札幌市北区篠路５条６丁目９番７号　第６コープアパートＨ―22号
債務者　佐々木八夜枝
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２２号
札幌市西区発寒３条５丁目８番１―901号
債務者　工藤　照子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３６号
札幌市白石区南郷通７丁目北４番25号　丸宮ハイツ302号
債務者　片井　範明
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６０号
札幌市西区宮の沢２条４丁目６番34号　コーポ花園５号
債務者　住吉　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４２号
大阪府松原市田井城２丁目199番地の１　102号
債務者　山田　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０１号
堺市堺区戎之町東５丁１番18号　ベルウッド戎203号
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０８号
堺市南区御池台２丁６番13―209号
債務者　和泉　香織
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係